

○沖縄振興開発金融公庫運営協議会について

昭和47年 6月16日
閣 議 決 定
平成12年12月26日
一 部 改 正
令和 4年 4月 1日
一 部 改 正

沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）の業務運営が、沖縄県における経済の振興及び社会の開発のため有効適切に行われることを期し、公庫の業務運営に地元沖縄県各界及び関係行政機関等の意向を反映せしめるため、下記のとおり沖縄振興開発金融公庫運営協議会を開催することとする。

記

- 1 本協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。なお、関係行政機関の職員、沖縄県各界を代表する者及び学識経験者については、内閣総理大臣が財務大臣と協議のうえ委嘱するものとする。
 - ・ 沖縄県知事及び沖縄県議会議長
 - ・ 沖縄県各界を代表する者 9人以内
 - ・ 学識経験者 7人以内
 - ・ 関係行政機関の職員 2人
- 2 本協議会の庶務は、内閣府において処理する。